



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年11月6日

長野県知事 阿部 守一

1 入札に付する事項

(1) 調達産品等の種類及び数量

工業技術総合センター以下12施設で使用する電気

予定契約電力1,527kW 及び予定使用電力量3,836,000kWh

各施設の予定契約電力及び予定使用電力量は、仕様書によります。

(2) 調達産品等の特質等

仕様書によります。

(3) 調達期間

令和8年1月1日から令和8年12月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 調達場所

仕様書によります。

(5) 入札方法

入札金額は、(1)の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した予定契約電力に対する単一の単価及び予定使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 契約の履行に当たり、(1)に掲げる者を代理人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- (3) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の物件の買入れの等級がAに区分されている者であること。
- (4) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (6) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。
- (7) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準に該当する者であること。
- (8) 事故発生時等緊急な対応が必要な場合に必要な体制が確保されている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(3)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(3)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請の方法

申請は、入札参加資格申請システムから行ってください。

<https://www.bes.e-nagano.lg.jp/Shinsei/main?uji.verb=startUp&madoguchiCode=M200000>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 申請書等の提出先及び問合せ先

長野市大字南長野字幅下692番地2（県庁専用郵便番号 380-8570）

長野県市町村入札参加資格共同受付窓口（長野県会計局契約・検査課内）

電話 026（235）7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所並びに問合せ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県産業労働部産業政策課

電話 026 (235) 7192

入札説明書等は、次のアドレスからダウンロードすることもできます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/sansei/kensei/soshiki/soshiki/01nyusatsu.html>

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年12月18日(木) 午後3時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和7年12月17日(水) 午後5時

イ 提出場所 長野市大字南長野字幅下692番地2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県産業労働部産業政策課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和7年12月12日(金) 午後3時まで
に4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加
を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、令和7年12月17日(水) 午後1時までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

入札説明書6の各号のいずれかに該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、長野県は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of goods to be procured:

Electricity to be consumed in 12 facilities in Nagano Prefecture

Planned contract electricity: 1,527 kW

Planned electric energy consumption: 3,836,000 kWh

The planned contract electricity and the planned electric energy consumption for each facility is as mentioned in the tender description.

(2) Contract period:

January 1, 2026 to December 31, 2026

(3) Procurement locations:

12 facilities including the Nagano Prefecture General Industrial Technology

Center (Address: 1-18-1 Wakasato, Nagano City, Nagano 380-0928 Japan)

(4) Contact for inquiries regarding the tender specifications and description, and contract conditions:

Nagano Prefectural Government, Industry and Labor Department

Industrial Policy Division

692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City, Nagano 380-8570 Japan
Tel: +81-26-235-7192 (Japanese only)

- (5) Bid opening:
Date and time: Thursday, December 18, 2025, 3:00 p.m. (JST)
Location: Nagano Prefectural Office, West Annex, 1st Floor, Bidding Room
- (6) Mail-in submission:
Deadline: Wednesday, December 17, 2025, 5:00 p.m. (JST)
Mailing address: Nagano Prefectural Government
Industry and Labor Department
Industrial Policy Division
692-2 Habashita, Minaminagano, Nagano City, Nagano
380-8570 (Exclusive postal code for the Nagano Prefectural Office)
Japan

産業政策課

公告

次のとおり落札者を決定しました。
令和 7 年11 月 6 日

長野県知事 阿 部 守 一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
商用電気軽自動車 14 台
- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
(1) 名 称 長野県会計局契約・検査課
(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692－2
- 3 落札者を決定した日
令和 7 年10 月 6 日
- 4 落札者の名称及び所在地
(1) 名 称 住友三井オートサービス株式会社
(2) 所在地 東京都新宿区西新宿 3 丁目20 番 2 号
- 5 落札金額
33,069,960 円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札 (政府調達)
- 7 入札公告を行った日
令和 7 年 9 月 18 日

契約・検査課

公告

都市計画法 (昭和43 年法律第100 号) 第29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。
令和 7 年11 月 6 日

長野県佐久建設事務所長 井 出 圭 一

- 1 許可番号
令和 7 年 8 月 18 日 長野県佐久建設事務所指令 7 佐建第39－3 号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
北佐久郡軽井沢町大字長倉字大小丸 5－114 の内、5－115、5－158、5－248、5－249 の内、5－250 の内、字小丸浦 6－30、6－174
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都千代田区有楽町 1－2－2
サンフロンティアホテルマネジメント株式会社 代表取締役 堀 口 智 顕

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年11月6日

長野県警察本部長 阿部文彦

1 入札に付する事項

(1) 調達産品等の種類及び数量

警察署等（長野中央警察署以下30施設）で使用する電気

予定契約電力2,708kW 及び予定使用電力量7,576,921kWh

各施設の予定契約電力及び予定使用電力量は、仕様書によります。

(2) 調達産品等の特質等

入札説明書によります。

(3) 調達期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約）

(4) 調達場所

入札説明書によります。

(5) 入札方法

入札金額は、(1)の予定契約電力及び予定使用電力量に基づき、入札者が設定した予定契約電力に対する単一の単価及び予定使用電力量に対する単価（同一月においては単一のものとする。）を記載してください。

落札者の決定は、入札書に記載された入札金額に従って計算した電気料金の総額により行いますので、入札金額と併せて電気料金の総額を記載してください。

なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の調達する製造の請負、物件の買入れその他の契約（建設工事の請負並びに建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の委託並びに森林整備業務の請負及び委託を除く。）に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成30年長野県告示第588号）の「物件の買入れ」の等級がAに区分されている者であること。

(3) 長野県会計局長から物品購入等入札参加資格者に係る入札参加停止措置要領（平成23年3月25日付け22管第285号）に基づく入札参加停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県暴力団排除条例（平成23年長野県条例第21号）第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。

(5) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第3号に規定する小売電気事業者であること。

(6) 長野県グリーン購入推進方針に定める電力調達の判断基準の全てを満たしている者であること。

3 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格の申請

この入札に参加を希望する者で2の(2)に該当しないものは、次のとおり一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格を申請することができます。なお、入札の時までに2の(2)に該当していなければ、入札に参加することはできません。

(1) 申請書の入手先

次のアドレスからダウンロードすることができるほか、(3)の場所で入手できます。

<https://www.pref.nagano.lg.jp/kensa/kensei/nyusatsu/bukken/456teikisinnsa.html>

(2) 申請を行う時期

随時受け付けます。

(3) 問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2

長野県会計局契約・検査課

電話 026 (235) 7079

4 入札説明書及び仕様書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692番地2
長野県警察本部警務部会計課
電話 026 (233) 0110 内線 2244
音声案内: 6→1→2

5 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和7年12月22日(月) 午後1時30分

イ 場所 長野県庁西庁舎1階 入札室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 受領期限 令和7年12月19日(金) 午後5時

イ 提出場所 長野県警察本部専用郵便番号 380-8510

長野県警察本部警務部会計課

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、令和7年12月12日(金)午後5時までに4の場所に提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、財務規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は同規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 入札の無効

財務規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者として決定します。

(10) 契約の締結

この調達に係る契約は、単価契約とします。

6 その他

(1) この入札に係る契約は、地方自治法第234条の3に規定する長期継続契約です。この契約を締結した翌年度において、当該契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、この契約を変更し、又は解除することができるものとします。

(2) 詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

7 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Electricity to be consumed in Police Stations, etc. (a total of 30 facilities including Naganochuo Police Station)

The planned contract demand: 2,708kW

The intended consumption of electricity: 7,576,921kWh

The planned contract demand and intended consumption of electricity of each facility can be found on the specifications sheet.

(2) Contract period:

From April 1, 2026 until March 31, 2027

(3) Place where the product is procured:

30 facilities including the following:

Naganochuo Police Station (Address: 1-6-15 Miwa, Nagano City)

The addresses for all other facilities are listed in specifications sheet.

(4) Contact place for information about the tender;

Description/conditions/and other inquiries:

Finance Division, Police Administration Department, Nagano Prefectural

Police Headquarters

692-2 Habashita, Minami-Nagano, Nagano City, Nagano

TEL +81-26-233-0110 Ext.2244 (Japanese only)

(5) Time and place for the tender and bid opening:

Time: 1:30 p.m, Monday, December 22, 2025

Place: Bidding room, Nagano Prefectural Government West annex 1F

(6) Time limit for the tender by mail and the delivery location:

Time: 5:00 p.m, Friday, December 19, 2025

Place: Finance Division, Police Administration Department, Nagano Prefectural Police Headquarters

380-8510 (Exclusive postal code for Nagano Prefectural Police Headquarters)

会計課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和7年11月6日

長野県警察本部長 阿部文彦

1 落札に係る物品等の名称及び数量

議会用端末一式

2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地

(1) 名称 長野県警察本部警務部情報管理課

(2) 所在地 長野市大字南長野字幅下692番地2

3 落札者を決定した日

令和7年9月8日

4 落札者の名称及び所在地

(1) 名称 NECキャピタルソリューション株式会社長野営業所

(2) 所在地 長野市栗田2125

5 落札金額

1月当たりの賃借額 856,900円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告を行った日

令和7年7月14日

情報管理課

公告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、長野県知事から、令和6年度財政援助団体等の監査の結果に関する報告に基づき、次のとおり措置を講じた旨通知がありました。

また、監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針について通知がありました。

令和7年11月6日

長野県監査委員 増田隆志
同 青木孝子
同 柄澤千恵子
同 酒井茂

1 監査結果（指導事項）に関する報告に基づく措置の内容

監査対象団体名	監査の結果	措置の内容
松本空港ターミナルビル株式会社	団体等に対する指導事項 1 取締役会の開催 会社法（平成17年法律第86号）第363条2項において、取締役会設置会社は3か月に1回以上、自己の職務の状況を取締役に報告しなければならないとされています。しかしながら令和5年度の取締役会は年4回開催されていますが、開催間隔が3か月を超えているものがあり、ガバナンスや迅速な意思決定の点からも適切な開催について配慮してください。	1 会社法により3か月に1回以上と定められている中、年4回の開催で足りるものと誤認しておりました。 今後は、3か月に1回以上の取締役会を開催します。
一般社団法人長野県観光機構	団体等に対する指導事項 1 公益法人会計基準に定める財務諸表の作成等 経理規程第2条の規定により機構の会計が準拠する、公益法人会計基準の運用指針13に定める貸借対照表内訳表が作成されていませんので、改善してください。 また、正味財産増減計算書が運用指針13の様式と異なっていますので、改善してください。	1 貸借対照表内訳表については、①貸借対照表内訳表を作成し、実施事業資産を区分する方法、②貸借対照表に実施事業資産を注記する方法のうち、会計士と相談し令和6年度決算書では②の方法を採用し、改善しました。 また、正味財産増減計算書については、令和6年度決算書から運用指針13と同じ様式に変更し、改善しました。
長野県職業能力開発協会	団体等に対する指導事項 1 参与の任命 職業能力開発促進法第85条第3項に「都道府県協会に、参与を置く」と規定されており、かつ定款第26条第1項に「本会に、参与を置く」と規定していますが、置いていませんので、定款第26条第3項の規定に従って任命してください。	1 産業人材育成課と長野県職業能力開発協会とで調整を図りながら「参与」の設置（任命）について手続きを進めてまいります。
須坂商工会議所	団体等に対する指導事項 1 商工業者法定台帳（法定台帳）の訂正 商工会議所法第10条第5項及び定款第25条第3項の規定により毎年9月30日までに必要がある法定台帳の訂正を年度末まで行っていないので、今後は所定の期限までに行ってください。 2 予算管理規程の作成 商工会議所会計基準第9条に規定する予算管理規程を作成していないので、改善してください。	1 法定台帳の記載事項に変更がある場合は、毎年8月31日までに申請を依頼し、申請内容に基づいて記載事項を訂正のうえ、9月30日までに法定台帳を更新します。 2 令和7年3月21日開催の令和6年度第2回通常議員総会にて予算管理規則の制定が承認され、令和7年4月1日より施行しています。
下諏訪商工会議所	団体等に対する指導事項 1 商工業者法定台帳（法定台帳）の訂正 商工会議所法第10条第5項及び定款第25条第3項の規定により毎年9月30日までに必要がある法定台帳の訂正を年度末まで行っていないので、今後は所定の期限までに行ってください。	1 商工業者法定台帳の訂正については毎年9月30日までに訂正を行うようにします。

	2 予算管理規程の作成 商工会議所会計基準第9条に規定する予算管理規程を作成していないので、改善してください。 3 附属明細表の作成 商工会議所会計基準第23条に規定する貸借対照表に附属する明細表（積立金明細表）を作成していないので、改善してください。	2 予算管理規定を作成し、令和7年4月30日開催の「常議員会」において承認いただき、予算管理規定を設置しました。 3 貸借対照表に附属する積立金明細表を作成し、令和6年度収支決算書から記載しました。	
東御市商工会	団体等に対する指導事項 1 引当金と対照勘定である引当預金の計上 引当金の対照勘定である引当預金については、特定預金として引当金と同額で計上すべきところ、一部、特定預金に計上されていないものがありますので、改善してください。 2 勘定科目名の基準不適合 当商工会が計上している引当金の勘定科目名は、いずれも商工会が準拠すべき「商工会経理基準」別表2の勘定科目名と異なっていると同時に、「商工会館修繕費等引当金」に相当する内容が他の引当金に含まれており、独立計上されていませので、改善してください。	1 監査の指摘を受け、引当金と対照勘定である特定預金に計上されていない引当金と同額の金額を、令和6年度期末の令和7年3月31日、普通預金から特定預金に計上し、預け替えしました。 その後、商工会監事2名による監査会を実施し、会計の状況について適正であると報告がありました。 なお、令和7年5月15日開催の総代会の第1号議案において、上記措置について事務局より説明を行い承認されました。 2 商工会が準拠すべき「商工会経理基準」別表2の引当金勘定科目名と異なっている勘定科目の引当預金については解約し、その引当金の性質及び内容を精査し、相当する引当金勘定科目へ変更しました。1、商工会運営安定引当金 2、資産取得引当金の二つの勘定科目に独立計上し、1、商工会運営安定引当金預金と2、資産取得引当金預金へ預け替えをしました。	
富士見町商工会	団体等に対する指導事項 1 財務諸表の引当金勘定の内容と実態との不一致 貸借対照表及び財産目録の引当勘定には「資産取得引当金」が記載されていますが、同引当金の内容は、実際には「資産取得引当金」だけでなく、「商工会運営安定引当金」に相当する内容も含まれると認められますので、「商工会運営指針」に基づき、適切な引当金勘定による計上に改善してください。	1 全て、運営安定引当金の科目作成をして、勘定を移行しました。	
公益社団法人長野シルバー人材センター	団体等に対する指導事項 1 指定管理業務に係る事業報告内容（収支実績金額）の誤り 令和5年度の長野県若里公園に係る指定管理事業報告書の収支実績金額について、当法人の正味財産増減計算書内訳表の当該業務決算額と一致すべきところ、二重計上等により複数費目の支出額に不一致が生じていましたので、正確な内容に修正した事業報告書を県に提出するとともに、再発防止に向けた対策を徹底してください。 所管部局（建設部）に対する指導事項 1 指定管理業務に係る事業報告の内容確認 令和5年度の長野県若里公園に係る指定管理事業報告書の収支実績金額について、指定管理者である公益社団法人長野シルバー人材センターから二重計上等により誤った金額で報告されていたので、改めて報告内容の確認を徹底するとともに、指定管理者に再発防止のための適切な指導を行ってください。	1 決算書類には正確に計上しているものの、事業報告書の収支実績金額について記載ミスがあったため、同報告書を修正したうえ再提出を行いました。 今後、報告書類について複数の目でチェックを行い、再発防止に努めます。 1 二重計上部分については、記載ミスであるとの確認ができたため、事業報告書の修正を行うよう指導しました。 今後、指定管理者の再発防止に向けて、報告書類について複数の目によるチェック体制を構築し、ケアレスミスを防止するよう指導しました。	

2 監査結果（検討事項）に関する報告に基づく措置の内容		
監査対象団体名	監査の結果	措置の内容
公益財団法人長野県下水道公社	団体等に対する検討事項 1 内部規程の整備 ア 当該公社会計規程第40条（固定負債）に「退職手当引当金」とありますが、公益法人会計基準に基づく「退職給付引当金」が適切のため規程の見直しを検討してください。 イ 上記同規程において「債権」との記載がありますが、記載が適切か検討し必要に応じて見直しを検討してください。	1 ご指摘のとおり「退職給付引当金」が適切と考えます。また、債権については、計上することが想定されないため、上述の退職給付引当金の改正に併せて削除します。
公立大学法人長野県立大学	団体等に対する検討事項 1 決算書類の改善 ア 決算数値には影響しないものの、附属明細書の一部に誤った数値の記載があったので、正確な書類の調製に留意してください。 イ 附属明細書の寄附金明細について、わかりやすい財務諸表を作成する観点から、注意書きを付してください。	1 決算書類の改善 ア ご意見いただきました附属明細書につきましては、令和6年度決算において修正するとともに、複数人による確認体制を徹底するなど再発防止を図ってまいります。 イ 令和6年度決算分から注意書きを付すことといたします。
一般社団法人諏訪観光協会	団体等に対する検討事項 1 指定管理に係る支出への協会事務局経費の計上 霧ヶ峰自然保護センター指定管理に係る収支計算書中、支出の部の人件費には、センター職員に係る額のみを計上し、協会事務局職員の人件費を計上していません。しかし、指定管理に係る会計事務等については協会事務局の職員が担当していますので、協会と県は協議の上、当該指定管理に係る協会事務局職員の人件費についても合理的な基準に基づき算定の上、収支計算書に計上するとともに、過年度分の収支計算書についても訂正計上することを検討してください。 所管部局（環境部）に対する検討事項 1 指定管理に係る支出への協会事務局経費の計上 霧ヶ峰自然保護センター指定管理に係る収支計算書中、支出の部の人件費には、センター職員に係る額のみを計上し、協会事務局職員の人件費を計上していません。しかし、指定管理に係る会計事務等については協会事務局の職員が担当していますので、協会と県は協議の上、当該指定管理に係る協会事務局職員の人件費についても合理的な基準に基づき算定の上、収支計算書に計上するとともに、過年度分の収支計算書についても訂正計上することを検討してください。	1 令和6年度支出については、勤務実績に基づいた按分割合を算出し、観光協会理事会の補正予算承認を経て、事務局職員人件費分を収支計算書へ計上しました。 令和7年度支出については、令和6年度の割合を基に事業計画書並びに当初収支計算書に予算計上し、観光協会総会において議決済みです。 過年度（令和4年度及び令和5年度）支出計算書の変更も検討したが、次の理由から合理的な基準の算出が困難であり、遡りでセンターの収支計算を変更することは難しいと判断しました。 【理由】令和4年度及び令和5年度は指定管理者制度導入直後であり、組織体制の変更に伴うセンター会計関係事務の業務量が通常時より多かったことが推測されますが、当時の業務内訳を子細に把握・分析できず、合理的な基準の設定が困難です。 1 令和6年度及び令和7年度の収支計算書に該当観光協会職員の人件費を按分して計上することとし、過年度分は遡りの訂正が難しい旨了承しました。 業務に従事する割合に応じて適切に按分処理することとしました。
長野県職業能力開発協会	団体等に対する検討事項 1 公益法人会計基準（平成20年改正）の適用 当協会の会計処理は、公益法人会計基準に準拠して行われていますが、会計処理の一部に平成16年の旧基準によるものが見受けられます。財務状況の透明性等を確保するため、一般に公正妥当と認められる会計処理の基準である平成20年改正基準の会計処理全般への適用を検討してください。	1 会計システムの更新に合わせ、令和7年度の会計処理から平成20年改正の公益法人会計基準を適用します。

富士見町商工会	団体等に対する検討事項 1 減価償却の実施 当商工会では、固定資産（建物及び器具備品）の償却を、当該資産の除却・廃棄時を除き、行っていません。このことは、商工会の経理において以前は固定資産を貸借対照表に計上せず、減価償却を通常行わない会計処理方式がとられていたことの名残と認められますが、現在の「商工会運営指針」では、「毎年決算時に資産の価値評価をして、帳簿価格から適正な資産の償却を行うべき」とされていますので、改善を検討してください。	1 令和6年度分から減価償却を実施し、決算書に反映させました。
特定非営利活動法人 Nature Service	所管部局（建設部）に対する検討事項 1 管理業務仕様書で示す保守点検業務の作業基準と実態との相違 南信州広域公園における指定管理者の募集及び実施に際し「保守点検業務作業基準表」を示していますが、実態と相違している部分が散見されます。多くは前指定管理者の時代から判明していた内容ですが、現指定管理者の募集・選定時にも同内容のまま管理業務仕様書の添付資料としていました。 同公園は地理的・現地条件的に現状確認が難しい状況下であり、現時点で調査中の内容があるなど、やむを得ないと認められる面はありますが、基準表の内容は、指定管理者が当該施設の管理に要する人員配置計画や経費見積等に直接影響する内容でもありますので、次期指定管理者の募集時には、実態に合致させた内容とするよう検討してください。	1 保守点検業務の作業基準について、前指定管理者の時代から実態との相違があったにもかかわらず、確認が不十分であったことにより、現指定管理者の募集に際しても相違したままとしてしまいました。 監査結果を受け、実態を確認するとともに作業基準の見直しに向けた検討を進めており、次期指定管理者の募集時には、実態と合致した内容に改める予定です。

3 監査の結果に関する報告に添えて提出した意見に対する方針

監査対象団体名	監査の結果	対応の方針
公益社団法人長野県林業公社	団体等に対する意見 1 公社の事業内容、経営状況等に対する県民理解の促進 長野県林業公社の主要事業である「分収林事業」は、事業の性質上、分収林が伐期を迎えて木材の売却収入が得られるまでの間、県の長期貸付金を主な財源として実施せざるを得ないという構造的な課題があります。 令和3年5月に公社が策定した「第2次長野県林業公社経営改革プラン」（以下「経営改革プラン」という。）の中で、現状の低迷する木材価格等一定の条件で試算した長期収支予測によると、最終事業年度（令和58年度）に県の貸付金約126億余円が回収不能になると見込まれ、極めて厳しい経営状況にあります。 一方、公社が行う事業は、条件不利地を中心に自ら森林の管理を行うことが困難な森林所有者に代わって森林資源の適正な保育・管理等を行うものであり、国土の保全、水源の涵養、水害や土砂災害の予防、ゼロカーボンへの貢献など多面的な公益的機能の維持増進に重要な役割を果たし、公共性の高い社会基盤整備として今後も継続していく必要があります。 このような状況を踏まえ、公社の経営状況や事業の必要性、公益性等について、積極的に情報発信して県民に丁寧に説明することで、県民理解の促進に努めてください。 2 経営改革プランの進捗管理と着実な推進	1 公社の事業運営は、その性質上、伐期の到来による収益の確保まで長い年月を要することから、それまでの間、県からの借入金等に頼らざるを得ず、また社会経済情勢の変化に伴う様々なリスクも負っています。 一方で、公共性、公益性の高い社会基盤整備として欠かせない事業であることから、その内容や森林資産情報を含む経営状況等について、今後とも丁寧に分かりやすい情報発信を心掛け、県議会はもとより広報誌、SNS等最も効果的な機会と媒体を得て幅広く県民の皆様にお届けし、公社事業への理解が一層深まるよう努めてまいります。 2 経営改革プランについては、毎年、専門家

	中長期的な観点も含め、経営改革プランの進捗状況を適切に把握・分析しながら、同プランの目的とする「経営改革の推進と実行体制の強化」に向けた取組に努めてください。なお、J-クレジットの追加認証と販売促進は、ゼロカーボン社会への貢献及び公社の経営改善双方の観点から有効と考えられます。積極的に取組を進め、収益の確保に努めてください。 所管部局（林務部）に対する意見 1 公社の事業内容、経営状況等に対する県民理解の促進 長野県林業公社の主要事業である「分収林事業」は、事業の性質上、分収林が伐期を迎えて木材の売却収入が得られるまでの間、県の長期貸付金を主な財源として実施せざるを得ないという構造的な課題があります。 令和3年5月に公社が策定した第2次経営改革プランの中で、現状の低迷する木材価格等一定の条件で試算した長期収支予測によると、最終事業年度（令和58年度）に県の貸付金約126億余円が回収不能になると見込まれ、極めて厳しい経営状況にあります。 一方、公社が行う事業は、森林管理が困難な森林所有者に代わって行う森林資源の適正な保育・管理等を通じ、国土の保全、水源の涵養、水害や土砂災害の予防、ゼロカーボンへの貢献など、公益的機能の維持増進に重要な役割を果たしてきており、今後も継続していく必要があります。 このような状況を踏まえ、公社の経営状況や事業継続の必要性等について、積極的に情報発信して県民に丁寧に説明することで、県民理解の促進に努めてください。 2 制度改善等に向けた継続した取り組み 他の都県林業公社等も本県公社と類似する経営課題を有しており、超長期の事業期間における社会経済情勢の変化に伴うリスクを負わざるを得ないという特殊性を持っています。ついては、分収林事業の対象となっている森林管理に係る制度の見直しや経営安定化に向け実効性のある支援施策の導入等を継続して国へ働きかけるとともに、県の関与や人的・財政的な支援については、引き続き公社と情報を共有し、状況に応じた適切な対応がなされるよう検討しながら、計画的に実施してください。	会議における評価と検証を仰ぎ客観的な進捗管理を行っています。第三者の視点から見た指摘や助言を大切に受け止め、身を削る改革と第2次経営改革プランの掲げる目標の達成に向け、必要な取組を着実に進め成果を追求してまいります。 とりわけ、主伐を見据えた契約森林の評価・検証、計画的な路網整備、企画提案型の搬出間伐事業等森林資産の価値を一段と高めるための取組、職員の資質向上、分収割合の変更等に向けた協議の進捗、受託事業を通じた市町村の支援、低評価森林における木質バイオマス燃料としての活用の検討などに取り組みます。さらに、新たなステージとして事業者との共同創出によりJ-クレジットの更なる普及拡大に取り組むなど、ゼロカーボン達成への歩みを加速させます。今後も公社収益の確保、最大化にも資すべく努めてまいります。 1 林業公社では、令和3年5月に策定した第2次経営改革プランにより経営改革に取り組んでおり、取組状況を毎年県ホームページにて公表しております。 令和8年度を始期とする第3次経営改革プランの策定に向けて、引き続き経営改革を推進するべく林業公社とともに内容を検討しています。 今後も林業公社と連携しながら、積極的な情報発信に努めてまいります。 2 本県は、林業公社が存続している都県で構成する森林整備法人全国協議会に加盟しており、当協議会の活動として、継続的に国に働きかけるため、林業公社制度を所管する林野庁と地方財政措置を所管する総務省への要望活動を毎年実施しています。 加えて、林業公社の経営状況やそれぞれ抱えている課題への対応状況等について他県と意見交換を行う場に林業公社とともに毎年参画し、情報収集に努めています。 県としては、林業公社による第2次経営改革プランに基づく取組と第3次経営改革プランの策定の支援と、資金の貸付や利子補給による財政支援を引き続き実施してまいります。
一般社団法人長野県観光機構	団体等に対する意見 1 令和5年度包括外部監査の結果等を受けた機構運営の改善 令和5年度の包括外部監査結果においては、機構の事業等に対し、実績報告書や財務	1 当機構の組織運営の改善については、ご意見にありますように、様々な事務処理の見直しを進めています。 今後も当機構の取組について、多くの方が

	諸表等間の額の不一致、会計区分間における経費の配賦基準の適正性など、多くの結果・意見が付されたところです。 機構ではこれを受け、①ガバナンス体制の強化、②コンプライアンスの強化、③県のチェック体制の強化等、の3点を再発防止策として掲げ、顧問公認会計士との協働による会計書類の遡及確認と誤りの是正が行われたほか、月次決算・監査の実施、新たな会計システムの導入、本部経費の各会計区分への経費配賦基準の見直し、県と機構の幹部職員による定例ミーティングの実施等、組織を挙げて改善に努めていることは評価できます。今後も引き続き、県と連携しながら、上記再発防止策に取り組んでください。 2 財務体制改善（安定経営）に向けた取り組み 機構では、前中期経営計画（第二次計画・令和2～4年度）の下、財務体制改善（安定経営）に取り組み、令和4年度決算では単年度黒字を達成しましたが、令和5年度決算においては、同年度の包括外部監査結果等を受けた過年度修正損の計上や、その他会計（収益事業）に係る事業収益の減少等により、再度赤字決算となるなど、経営安定面ではなお改善したとの評価までには至らない状況です。現中期経営計画（第三次計画・令和5～7年度）に掲げるように、戦略的な公益事業の展開や組織体制の強化を目的とした公益事業収支（県負担金事業・銀座NAGANO事業）の赤字解消や収益事業における営業利益の拡大等の目標達成に向け、県との連携に加え、機構の自主性、主体性も可能な限り発揮しつつ取り組んでください。	評価、応援いただけるよう、改善の結果を検証し、更に、新たな改善に取り組むなど、運営の適正化に努めてまいります。 2 公益事業においては、県負担金事業では、令和5年度及び6年度では赤字が解消され負担金の返還に至りました。令和7年度予算においても、予算内で事業執行できるよう取り組んでまいります。 また、銀座NAGANO 運営事業においては、リニューアルオープン後の収支改善を図り、令和7年度は黒字予算を立て、その実現に向け取り組んでいます。 収益事業においては、新規事業を令和4年度に2事業、令和6年度に2事業を立ち上げ、収益性強化の取り組みを行っています。既存事業の一部事業では黒字化に転じましたが、早期に収益事業全体で黒字化できるよう取り組んでまいります。	
一般社団法人諏訪観光協会	所管部局（環境部）に対する意見 1 霧ヶ峰自然保護センター備品等の内容再確認と整理 霧ヶ峰自然保護センターには、現在ではほぼ活用されていない16ミリフィルムが相当数保管されていますが、これらは自然に関心のある方々には興味深い内容と思われ、かつ現在では見ることのできない貴重な映像が含まれている可能性がありますので、可能なものはDVD化するなど、必要に応じて有効活用が図られるように保存措置を講じた上、指定管理者に適切に管理させるよう検討してください。 また、その他の備品等についても、内容を再確認の上、活用の可能性がないものは廃棄するなど、指定管理者が備品等の保守管理を行う上で、無用な注意を払うことがないよう整理を検討してください。	1 16ミリフィルムは映像を確認の上、保存方法について検討します。その他備品等については、引き続き適切に管理を行います。	
特定非営利活動法人 Nature Service	所管部局（建設部）に対する意見 1 公園利用者の安全の確保 南信州広域公園の公園施設の中に、落雷警報設備、遊具の一部、浄水設備等、老朽化のため使用できないものや、更新・修繕が推奨されているものが散見されます。これらについては、公園利用者に危険を及ぼす恐れがあると同時に、指定管理者の収支にも悪影響を及ぼす可能性がありますので、指定管理者と連絡・相談の上、必要と認められるものは可能な限り早急に更新・修繕等の対応を行ってください。	1 「公園施設長寿命化計画」を策定し、修繕等の必要のあるものについては優先順位を定め予算要望を行い、可能な限り更新・修繕等の対応を行ってまいります。 また、当公園の所在環境等を踏まえ予想される自然災害等について、予約時に配布する確認動画及び園内トイレ等への掲示により公園利用者への注意喚起を実施します。	

	また、近年は日本各地で局地的豪雨等の異常気象や、熊による人身被害が頻発しています。当公園の所在環境等を勘案し、これらの事象についても、公園利用者の被害予防のため、指定管理者と連絡・相談しながら、必要な対策の実施に努め、公園利用者の安全確保に万全を期してください。	
--	---	--

監査委員事務局

正誤

令和 7 年 3 月 21 日付け長野県条例第 23 号「長野県宿泊税条例」中

ページ 行(箇所) 誤 正

88 下から 3 (令和 7 年長野県条例第 号) (令和 7 年長野県条例第 23 号)

山岳高原観光課